

国指定大台山系鳥獸保護区
大台山系特別保護地区
指定計画書
(環境省案)

平成24年 月 日
環境省

1 特別保護地区の概要

(1) 特別保護地区の名称

大台山系特別保護地区

(2) 特別保護地区の区域

大台山系鳥獣保護区のうち、三重県多気郡所在大杉谷国有林523林班い及びろ小班、524林班い1からい4、ろ1からろ5まで及びイの各小班、538林班い小班、540林班い小班、541林班、553林班り小班、555林班る小班、567林班た小班、568林班り小班、569林班ほ小班、570林班ほ小班、578林班い小班、583林班へ及びイ小班並びに585林班と小班的区域、奈良県吉野郡上北山村と川上村との境界線上の経ヶ峰三角点(1528.9m)を起点とし、同所から同境界線を東進し奈良県と三重県の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南東に進み標高1,641mの地点に至り、同所から尾根を南西に進み牛石ヶ原に至り、同所から尾根を北西に進み東ノ滝に至り、同所からシオカラ谷を北西に進みシオカラ谷、東ノ川及び逆川の合流点に至り、同所から逆川を北進し西ノ滝に至り、同所から尾根を南西に進み逆峠に至り、同所から尾根を北進して起点に至る線に囲まれた区域並びに奈良県吉野郡上北山村地内リュウゴ尾根と上北山村有地と国有地の境界線との交点を起点とし、同所から同境界線を東進し東ノ川との交点に至り、同所から東ノ川を南進し国有地と民間地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を西進しリュウゴ尾根に至り、同所から同尾根を北進して基点に至る線に囲まれた区域。

(3) 特別保護地区の存続期間

平成24年11月1日から平成44年10月31日まで(20年間)

(4) 特別保護地区の指定区分

大規模生息地の保護区

(5) 特別保護地区の指定目的

大台山系鳥獣保護区の中でも、奈良県吉野郡上北山村、三重県多気郡大台町に所在し、大杉谷を中心とする区域、大台ヶ原山上を中心とする区域、リュウゴ尾根東部区域は、原生的な天然林もしくはそれに近い自然林または、学術上重要な植物群落または個体群であり、野生鳥獣の重要な生息場所となっている。

このように、当該区域は、大台山系の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該保護区に生息する鳥獣類及びその生息地の保護を図るものである。

2 特別保護地区の保護に関する指針

保護管理方針

- (1) 大規模生息地の保護区として、クマタカ、ツキノワグマ等行動圏が広域に及ぶ大型鳥獣を始めとし、地域に生息する多様な鳥獣相の保護を図るため、適切な管理に努める。
- (2) 違法捕獲の防止や制札の維持管理のため、環境省職員及び鳥獣保護区管理員による定期的な巡視を行う。
- (3) 鳥獣を驚かすような人の不用意な行動、ごみの散乱等による鳥獣の生息への影響を防止するため、関係地方公共団体、関係機関等と協力して利用者及び地域住民への普及啓発に取り組む。
- (4) 鳥獣保護区管理員によるモニタリング調査等を通じて、鳥獣の生息状況の把握に努める。
- (5) 当該区域は、吉野熊野国立公園、室生赤目青山国定公園の指定区域と重なる部分があることから、公園の管理との協力連携を図る。
- (6) 当該区域一帯では、ニホンジカによる樹皮剥ぎ等の被害が発生していることから、関係地方公共団体や関係機関等と連携協力を図り、特定鳥獣保護管理計画に基づき、適正な個体数に誘導する等適切なニホンジカの保護管理に努める。

3 特別保護地区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 1,403 ha

内訳

ア 形態別内訳

林野	1,379	ha
農耕地	-	ha
水面	-	ha
その他	24	ha

イ 所有者別内訳

国有地 1,379 ha

国有林	<ul style="list-style-type: none"> 林野庁所管 565 ha 文部科学省所管 - ha 	<ul style="list-style-type: none"> 制限林 564 ha 普通林 1 ha 	保安林 564 ha
			砂防指定地 - ha
国有林以外の国有地（環境省）814 ha			その他 - ha

地方公共団体有地 24 ha	都道府県有地 24 ha
	市町村有地等 - ha

私有地等 - ha
公有水面 - ha

ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域			
自然環境保全法による地域	- ha	自然環境保全地域特別地区	- ha
		自然環境保全地域普通地区	- ha
自然公園法による地域	1,403 ha	特別保護地区	1,403 ha
名称（吉野熊野国立公園）		特別地域	- ha
		普通地域	- ha
文化財保護法による地域	- ha		

4 指定区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

ア 特別保護地区の位置

当該地域は、奈良県吉野郡上北山村、三重県多気郡大台町に所在し、大杉谷を中心とする区域、大台ヶ原山上を中心とする区域、リュウゴ尾根東部区域の3区域に分かれている。

イ 地形、地質等

当該地域は、最高峰の日出ヶ岳をはじめ、三津河落山、経ヶ峰などの峰々に囲まれた海拔1,300mから1,600mの穏やかな隆起準平原であり、日本で希少な地形として注目されている。この台地の南側には大蛇ヶ嶮、蒸籠ヶ嶮、千石ヶ嶮の断崖絶壁が形成され、台地から落ちる東ノ滝、中ノ滝、西ノ滝は東ノ川に流れる。

地質学上、西南日本外帯に位置しており、北東部の地質はチャートと緑色岩類からなる川上層群、南西部の地質は砂岩と泥岩からなる伯母峰層群となっている。

ウ 植物相の概要

大杉谷を中心とする区域は、西日本最大級のブナ林と亜高山性針葉樹林の原生的な天然林もしくはそれに近い自然林、または、学術上重要な植物群落及び個体群を主体とした森林である。

また、大台ヶ原山上を中心とする区域及びリュウゴ尾根東部区域は、原生的な天然林もしくはそれに近い自然林であり、亜高山性針葉樹林と冷温帯性広葉樹林が主な植生である。

エ 動物相の概要

当該区域は、原生的な天然林が多くを占め、多様な森林構造を反映し、オオアカゲラ等森林性の鳥類をはじめ確認される鳥類の種数も多く、環境省レッドリスト類に掲載されているモリアブラコウモリ、同準絶滅危惧種に掲載されているヤマネ、同絶滅のおそれのある地域個体群として掲載されているツキノワグマ、紀伊半島では分布が限られているヤチネズミ等多様な動物の生息が確認されている。

(2) 生息する鳥獣類
別表のとおり

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況

当該地域では、ニホンジカによる樹皮剥ぎ等の被害が発生している。一部地域においては、被害樹木が枯死し、下層植生及び後継樹も採食等の被害を受け、ミヤコザサ草地が拡大するなど森林の衰退が進行している。

5 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項

当該区域内において、第32条に規定する損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失の補償をする。

6 施設整備に関する事項

(1) 鳥獣保護区用制札	13 本
(2) 案内板	1 基